

障害福祉サービスについて

～ 障害福祉サービスの内容を再確認しましょう ～

平成31年1月25日 集団指導資料

新宿区福祉部障害者福祉課支援係
根本 和明

対象者の確認

障害福祉サービス等の対象となる方は、障害者または障害児の保護者です。

以下の方法で、障害等の確認を行います。

○身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

○障害者総合支援法の対象となる難病患者等（359疾病）

（難病医療受給者証や医師の診断書で確認）

○障害者手帳を所持していない場合

- ・知的障害について 知的障害を有することがわかる医療機関・専門機関の診断書または意見書
- ・精神障害について 精神障害を理由とする障害年金の受給・自立支援医療（精神通院）の受給・医師の診断書のいずれか
- ・児童について 特別児童扶養手当の受給・医師の診断書・専門機関による判断・特別支援学校及び特別支援学級（まなびの教室及び通級除く）への在籍

支給決定プロセス

- ・ 障害者または障害児の保護者から申請を受け、サービスの支給決定を行います。

- ・ 決定内容は障害福祉サービス受給者証に記載されます。

⇒受給者証は、決定サービスの内容により、障害福祉サービス受給者証（障害福祉サービス）、新宿区地域生活サービス受給者証（地域生活支援事業）、通所受給者証（児童）の種類に分かれています。

- ・ サービス等利用計画案の提出が必須となっています。

新宿区が指定する「指定特定相談支援事業所」の相談支援専門員に計画の作成を依頼するか、指定特定相談支援事業所以外の方が作成したセルフプランを提出します。

- ・ サービスによっては、障害支援区分の認定が必要です。

新宿区は、月2回、障害支援区分の認定審査会を開催しています。

介護保険と異なり、障害支援区分の認定は審査会の翌日となり、申請日には遡りません。👉**注意**

介護保険との関係

- ・ 障害福祉サービスを利用してきた方が65歳を迎えた場合や、介護保険の特定疾病に該当することになった場合は、介護保険サービスが優先されます。（障害者総合支援法第7条）

- ・ 対象の方には、ご本人・ご家族に制度の説明を行い、介護保険の要介護・要支援の認定調査を受けることをご案内しています。

- ・ 介護保険を利用してもなお、サービスが不足する場合は、障害福祉サービスを上乗せできる場合があります。

また、障害福祉サービスの内容には、介護保険サービスにはない、障害者のための固有のサービスがあります。

- ・ 障害固有のサービスについては、介護保険優先原則が当てはまりませんので、年齢や特定疾病に関わらず、必要に応じて利用することが出来ます。

例：移動支援、同行援護、行動援護、就労移行支援、就労継続支援など

- ・ 介護保険上乗せ支給の場合、ケアプランの作成は、介護支援専門員が行い、必要な障害福祉サービスをプランに組み込んでもらいます。

- ・ 窓口での受付の際に、介護支援専門員からケアプランの説明を求めています。

世帯と所得区分の認定

- ・世帯とは

障害者（18歳以上）は、本人と、配偶者がいる場合は配偶者を世帯とみなします。

障害児は住民票上の世帯を世帯とみなします。障害福祉サービスは、この世帯の所得に応じて、利用者負担の上限月額が定められています。

- ・利用者負担の上限月額

所得に応じ、所得区分は4区分あり、1ヶ月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯 〔所得割16万未満。ただし18歳未 満及び20歳未満の施設入所者は 所得割28万未満〕	9,300円
		18歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

居宅介護等の確認事項

○対象者

【身体介護、家事援助、身体介護を伴わない通院等介助】

障害支援区分が区分 1 以上

【身体介護を伴う通院等介助】

以下のいずれにも該当する方

- ・ 障害支援区分が区分 2 以上
- ・ 障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか 1 つ以上に認定されている方

①歩行：「全面的な支援が必要」

②移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

④排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

⑤排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

居宅介護サービス利用の可否および注意点

1 入院中の利用について

居宅介護サービスは、居宅において身体介護または家事援助を提供する者であり、病室内での利用はできません。

2 入退院時の利用（通院等介助）について

通院等介助は、定期的に見込まれる通院の支援を行うものであるため、原則対象外です。

3 介護保険関連施設入所中の利用について

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症高齢者グループホームの入居者は、居宅介護サービスの対象になりません。有料老人ホーム及びケアハウスに入居中の方は、居宅介護サービスの対象になりますが、入居者が介護保険制度の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けている場合は対象になりません。

4 同居家族に対する援助について

同居家族に対する援助はできません。ただし、育児支援としての家事援助は、子への援助が可能です。

5 二人派遣について

二人派遣は、以下のいずれかに該当する場合に認めています。

- (1) 障害者等の身体的理由により、一人のヘルパーによる介護が困難な場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害の状況等から判断して、(1)、(2)に準ずると認められる場合

※事業者や利用者との事前の調整が必要です。

※利用者負担は通常の2倍になりますが、負担上限月額は変わりません。

※認められたものは、受給者証の備考欄に記載されます。

6 通院時の院内介助について

病院のスタッフ等が対応できないことを前提として、サービス等利用計画案等で確認したうえで、障害特性から院内での介助が必要と判断された場合に利用が可能です。

例えば、

- ①院内の移動に介助が必要な場合
- ②知的・行動障害等のため、見守りが必要な場合
- ③排せつ介助を必要とする場合 などです。

※通院の介助については、同行援護や行動援護によっても行うことも可能であり、これらと通院等介助との優先関係はないため、利用者の意向等を勘案して決定を行います。

重度訪問介護の確認事項

1 対象者

障害支援区分が区分4以上であって、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する方

（1）次の①及び②のいずれにも該当していること

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

（2）障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方

※15歳以上の障害児であって、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、新宿区長に通知し、障害者とみなした方

2 見守りについて

見守りも必要時間数に勘案することができますが、身体介護や家事援助の中での見守りが対象となっています。見守りだけでは利用はできません。

3 居宅介護との併給について

併給は原則できません。ただし、事業所のヘルパーの状況等によって可能な場合もありますので、ご相談ください。

4 入院中または入所中の利用について

障害支援区分6の方については、入院または入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所においても利用ができます。その際には、病院等の職員等と十分に調整したうえでの利用となります。

5 二人派遣について

居宅介護と同様に、必要な場面（入浴、排せつ介助など）において、二人派遣が認められることがあります。

6 2人の重度訪問介護従事者による重度訪問介護の取扱い等について

障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が、新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合には、加算の対象となります。

この場合、新規に採用された従業者とは、採用後6ヶ月を経過するまでとします。

また熟練した従業者とは、介護福祉士であること等の要件は問いませんが、当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ当該利用者へのサービスについて、利用者から十分な評価がある従業者であるとなっています。

同行支援を行う場合には、事前に利用者から申請を受けたうえで支給決定をします。

その際には、事業所より、新規に採用されたことがわかる書類の提出をしてもらいます。

※同行支援の承認がされた場合には、受給者証に、同行支援可（〇〇人、〇〇時間〇〇分）と記載がされます。（〇〇人は新任従業者の総数、〇〇時間〇〇分は同行支援の総時間数）

7 受給者証に記載が必要な加算事項

- ・報酬加算対象者の確認・・・8. 5%加算（区分6該当者加算）
1.5%加算（重度障害者等包括支援対象者加算）
特別地域加算
- ・二人介護の承認・・・二人介護可

同行援護の確認事項

1 サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。（代読、代筆を含む）

2 対象者

同行援護アセスメント調査票により、調査項目中、「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上あり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方

※障害支援区分の認定は必要ありませんが、区分3以上に該当すると見込まれる場合には区分認定が必要となります。

3 留意事項等について

- ・経済活動や宗教活動（布教活動や勧誘）、通年かつ長期にわたる外出（学校送迎や通所施設送迎等）には利用できません。

- ・同行援護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため、医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護を利用することができます。

・原則として、同行援護と移動支援の併給はありません。（ただし、ことぶき館等でのマッサージ施術の支援、慣れるまでの通勤及び通学の支援等、同行援護では対応できない支援の必要性がある場合には、併給を認めることができます。）

・同行援護は、障害支援区分の認定調査を受けずにサービスを利用できますが、「障害支援区分3または4以上の方を支援した場合の加算」の算定ができるため、対象者が障害支援区分3以上に該当すると見込まれる場合には、認定調査を併せて行います。

・盲ろう者（対象者であり、聴覚障害6級に相当する方）への支援に関して、「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、地域生活支援事業も「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」を修了した者等をいいます。（このうち、同行援護従業者養成研修を受講していなくても同行援護に従事できるのは、平成30年3月31日時点において、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、実際に盲ろう者への支援を行ったことがある者となっています。）

○受給者証に記載される加算事項について

- ・報酬加算対象者の確認・・・20%加算（区分3該当者加算）、40%加算（区分4以上該当者加算）、25%加算（盲ろう者該当加算）、特別地域加算
- ・二人介護の承認・・・二人介護可

行動援護の確認事項

1 サービス内容

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する場合に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行います。

2 対象者

- ・ 障害支援区分が区分 3 以上の知的障害者又は精神障害者、同等の状況の障害児
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（1 2 項目）の合計点数が 1 0 点以上である方

3 留意事項等について

- ・ 経済活動や宗教活動（布教活動や勧誘）、通年かつ長期にわたる外出（学校送迎や通所施設送迎）には利用できません。
- ・ 外出に伴う前後の支援も含みます。



- ・行動援護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため、医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、行動援護を利用することができます。

- ・行動援護の決定を受けた場合は、原則として居宅介護の通院等介助、移動支援より優先されます。ただし、行動援護の対象とならない支援（学校送迎や通所施設送迎）については、移動支援等が利用できる場合があります。

- ・事業者が行動援護の報酬を請求できるのは、1日1回までです。

○受給者証に記載される加算事項について

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・二人介護の承認・・・二人介護可

移動支援の確認事項

1 サービス内容

屋外での移動が困難な障害者・児に対する外出のための支援。

原則として一日の範囲内で用務を終える、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が対象です。

(1) 個別支援・・・ヘルパー1人に対し利用者1人

(2) グループ支援・・・ヘルパー1人に対し利用者最大4人まで

複数の利用者への同時支援又は屋外での同一イベント等へ複数の利用者が参加する場合。

2 対象者

①知的障害者・児

②全身性障害者・児（両上肢・両下肢の機能障害がそれぞれ1級の方またはこれに準ずる方）

③視覚障害者・児（身体障害者手帳1級・2級の方）

④精神障害者・児

手帳を有していない高次能機能障害者・児、発達障害者・児、認知症者については、精神障害者・児の対象としていますが、申請時には医師の診断書等が必要です。

情緒障害児等通級指導学級の利用決定を受けており、保護者による送迎が困難な児童

※移動支援「聞き取り調査票」により、身体介護あり・身体介護なしを決定しています。

移動支援サービスの利用に関すること

【利用に条件のあるもの】

1 職場までの送迎について

原則として、慣れるまでの一定期間について認めています。

2 通所施設までの送迎

自主通所を前提としている施設については、原則認めていません。

それ以外については、個別の事情に応じて検討させていただきます。

3 児童発達支援、放課後等デイサービス等の送迎について

保護者の疾病、就労、家庭状況等の事由に応じて検討しています。

4 通学（※スクールバスの停留所までの送迎）について

保護者の疾病、就労、家庭状況等の事由に応じて検討しています。（※スクールバスまでの停留所までの送迎に関しては、利用内容、家庭状況等に応じて対応しています。）

※上記 1～4 について認められたものは、受給者証の備考欄に明記されます。

【利用を認めていないもの】

1 通院の介助（院内を含む）

通院等介助のサービスに該当するため、認めていません。

2 保育園、幼稚園、子ども園までの送迎

障害の有無に関わらず、保護者の養育・育児の範囲と判断されるため認めていません。

3 塾及び習い事への送迎

原則認めていません。ただし、障害児向けの塾及び習い事については、個別に可否を決定しています。

4 宗教活動、政治活動について

布教活動や街頭演説などを想定しており、こうした活動は認めていません。

※ 上記以外の内容については、社会通念上支障のあるものを除いて、必要に応じて利用を認めています。

5 宿泊を伴う支援

一日の範囲内（おおむね8時間以内）で、用務を終えるものが確認できれば可能としています。

6 重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援との併用

サービス内容に外出支援が含まれているため、併用はできません。

ただし、同行援護や行動援護の外出支援では利用できない通学の送迎等、特に必要と認められるものについては、移動支援を利用することができます。

※利用の内容の可否について、審議が必要な場合は、障害者福祉課で実施する支給決定会議において、個別に可否を決定しています。

その他 確認事項

1 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減について

(内容) 障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減し、1割をゼロに(償還)するものです。

(対象者) 次の①～④をすべて満たす方

① 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護)を利用すること。

② 利用者の方のその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度)において、区市町村民税非課税者または生活保護受給者等であったこと。(申請時も同様)

③ 障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であったこと。

④ 65歳に達するまでに、介護保険法による保険給付を受けていないこと。

償還の流れ

65歳に達する前5年以上対象の障害福祉サービスを利用

介護保険へ

移行

対象の介護保険サービスを利用

利用者負担を事業所等に支払い

利用者負担の償還

※償還を受けるには、事前に障害者福祉課への申請書の提出が必要です。

※対象者は、障害者福祉課で把握しています。

2 医療的ケアが必要な利用者支援について

障害者の重度化・高齢化の問題とあわせて、医療的ケアが必要な利用者への支援が課題になっています。

国は平成30年度から、施設などに対し、人工呼吸器等の使用やたんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援が受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設しています。

在宅で生活している医療的ケアが必要な障害者・児の支援に対し、各事業所が3号研修等の受講を進めるなど、支援力の向上に努めていただきたいと考えています。

3 定率負担等の軽減について

新宿区では、社会情勢を勘案し、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制を防ぐため、一部のサービスを除いて、負担軽減策を平成32年度まで実施します。

具体的には、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にし、福祉ホームや地域活動支援センターについては、利用料を無料としています。

4 障害者福祉課の問い合わせ先

○障害福祉サービス等の利用に関すること	支援係	5 2 7 3 - 4 5 8 3
○相談支援に関すること	支援係	5 2 7 3 - 4 3 0 2
○サービスを利用したときの費用及び請求に関すること	経理係	5 2 7 3 - 4 5 2 0
○利用者負担の軽減措置に関すること	経理係	5 2 7 3 - 4 5 2 0
	FAX (共通)	3 2 0 9 - 3 4 4 1

ご清聴ありがとうございました。